

物 品 売 買 契 約 書 (案)

発注者 安田町長 黒岩之浩（以下「甲」という。）と受注者 ○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- （1）品名・規格 消防ポンプ自動車（車両総重量 3.5t 未満車）
- （2）仕 様 仕様書（別添のとおり）
- （3）数 量 1 台
- （4）契約金額 ○○円（うち取引に係る消費税額○○円）
- （5）納入期限 令和9年12月24日まで
- （6）納入場所 高知県安芸郡安田町大字安田1850番地 安田町役場

（納入期限の延長）

第2条 乙は、天災その他やむを得ない事由により納入期限内に物品を納入することができないときは、期限の延長の申出をすることができる。

（納入の通知）

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

（検査）

第4条 甲は、物品の納入を受けたときは直ちにその検査を行わなければならない。

ただし、甲が必要と認めたときは、甲の指定する場所において、製作過程での中間検査を行うことができる。

- 2 甲は、検査の結果、契約内容の全部又は一部が契約に違反し、もしくは不当であると認めたときは、乙に対して他品との交換又は修繕を求めることができる。
- 3 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、乙の負担とする。

（危険負担）

第5条 契約締結後から納品完了までの間に発生した損害は、すべて乙の負担とする。

（担保責任）

第6条 物品納品後、それぞれの保証期間内においては、不具合が生じたときは、乙は他品との交換又は無料修繕をしなければならない。

(代金支払)

第7条 売買代金の支払は、納品検査完了後に乙から支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(解除等)

第8条 次のいずれかに該当するときは、甲は、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が故意もしくは怠慢により物品を粗悪にし、又は納品期限までに納品しないとき。

(2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に関する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第10条 本契約書及び仕様書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする

(特則)

第11条 この契約は、安田町議会の議決を得た後、甲が乙に対してこの契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約となる仮契約とする。

2 この契約書は、甲が乙に対して前項の意思表示をしたときに地方自治法第234条第5項の契約書となる。

3 甲は、安田町議会で議決が得られなかった場合でも、乙に対していかなる責任も負わないものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地

安田町長 黒岩 之浩

乙 ○○○○○○
○○○○○○○○○